

## 子どものオンラインゲーム「課金トラブル」

小、中、高校生からの相談では、インターネットに関連するものが多く、そのなかで、ゲーム機やスマートフォン、タブレット端末等を利用し、保護者に内緒でオンラインゲーム内のアイテムやキャラクターなどを手に入れる目的で、課金しているといった相談が上位となっています。特に小・中学生の男性で増加し、平均契約購入金額も 30 万円以上と高額になっています。

### 【事例 1】小学生・男性

母親に、ゲーム会社名でクレジットカードのオンライン明細が届き、息子に問うとゲームのアイテムを購入したことを認めた。ゲーム機会社に連絡すると、利用日や金額、何を購入したか調査し情報を教えてくれた。

しかし、未成年者であっても取消しできるとは返答せず、返金に関してはクレジット会社に問合せるように助言された。中学生の娘から消費者センターに相談するよう勧められた。

### 【ひとこと助言】

●子どもによる保護者の意図しないオンラインゲーム利用を防ぐためには、事業者が設けているペアレンタルコントロール（子どもによるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の利用を、親が監視して制限する取り組み）やフィルタリング機能（有害サイトアクセス制限）を活用し、必要な範囲で子どもの利用に制限をかけることが有効です。

●子どもはクレジットカードを利用していても、お金を支払っているという認識がない場合がみられます。クレジットカードを保護者の財布等から持ち出すことは、お金を持ち出していることと同じであることを子どもに理解させましょう。

●スマートフォンやタブレット端末にクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが利用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。

さらに、クレジットカードの利用ごとにメール等で通知されるよう設定し、状況を確認しましょう。また、日頃から家族で利用にあたってのルールを話し合うことも大切です。

●保護者の許可がないまま利用したオンラインゲームの高額課金については、未成年者取り消しが可能な場合もありますので、下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820**

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

